

## 判例研究

# 団体役員選出の選挙の取消しを求める訴えの 係属中に後行の役員選出がなされた場合の 訴えの利益 (最〔1小〕判令和2年9月3日民集74巻6号1557頁)

河野正憲

### 【判示事項】

事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は幹事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合における先行の選挙の取消しを求める訴えの利益

### 【判決要旨】

事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに、同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は監事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合には、後行の選挙がいわゆる全員出席総会においてなされたなどの特段の事情がない限り、先行の選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

令和2年9月3日第1小法廷判決（平成31年（受）558号、総会決議無効等確認等請求事件）民集74巻6号1557頁

原審審： 広島地方裁判所平成30年4月25日判決

原審： 広島高等裁判所平成30年12月11日判決

## 【事実関係】

Y（被上告人・控訴人・被告）は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合であり、X（上告人・被控訴人・原告）はYの組合員である。本件は、XがYに対し、①平成28年5月16日に開催された第51回通常総会で行われたYの理事の選挙（以下、「本件選挙1」という。）及び監事の選挙（以下、「本件選挙2」という。）において、Yの定款に定める定足数に満たないで行われた瑕疵があると主張して、その取消しを求めて提起された訴えである。なお、Yの役員選挙については、中小企業等協同組合法54条において会社法831条1項等が準用されている\*。

原審は、平成30年3月30日に本件口頭弁論を終結し、同年4月25日に、Xの請求を認容する旨の判決を言い渡し、これに対してYが控訴をした。

②平成30年5月28日に、Yは、第53回通常総会を開催し、新たに理事及び監事の選挙がなされた（それぞれ「本件選挙3」「本件選挙4」という）。Xは、これに対して付帯控訴をし、本件選挙1を取り消す旨の判決が確定したときは、平成28年5月28日に開催されたYの第53回通常総会においてされた本件選挙3及び本件選挙4において、理事でない者によって構成された理事会の招集決議に基づき、理事長でない者が招集した総会で行われた瑕疵があると主張した。

原審は、原判決を取り消し、Xの請求をいずれも却下した。これに対して、Xが上告受理の申立をした。

原判決破棄、差し戻し。

## 【判決理由】

「3 原審は、要旨次のとおり判断して、本件各取消請求及び本件各不存在

---

\* 中小企業等協同組合法54条（総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消の訴え）は、「総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第830条第831条、第834条（第16号及び第17号に係る部分に限る。）、第835条第1項及び第3項第837条、第838条並びに第846条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（略）を準用する。」と定める。

団体役員選出の選挙の取消しを求める訴えの係属中に後行の役員選出がなされた場合の訴えの利益（河野）

確認請求に係る訴えを却下した。

本件各取消請求に係る訴えの係属中に、本件選挙 1 及び 2 で選出された理事及び監事全員が任期の満了により退任し、その後に行われた本件選挙 3 及び 4 で理事及び監事が新たに選出されたのであるから、特別の事情のない限り、本件各取消請求に係る訴えの利益は消滅する。本件では本件各不存在確認請求が追加されているが、本件各取消請求を認容する判決が確定するまでは本件選挙 1 は有効とされるのであって、本件選挙 1 が取り消されるべきものであるか否かにかかわらず事実審の口頭弁論終結時において本件選挙 3 及び 4 は適法であったのであるから、本件選挙 1 の取消しを求める訴えの利益があるとはいえない。そして、上記特別の事情もないから、本件各取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。また、本件各不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであって、不適法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次の通りである。

(1) 事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事によって構成される理事会がした招集決定に基づき同理事会で選出された代表理事が招集した総会において行われた新たな理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてなされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない(最高裁昭和 60 年(オ)第 1529 号平成 2 年 4 月 17 日第三小法廷判決・民集 44 卷 3 号 526 頁、最高裁平成 10 年(オ)第 1183 号同 11 年 3 月 25 日第一小法廷判決・民集 53 卷 3 号 580 頁参照)。そして、上記の取消しを求める訴えのような形成の訴えは、訴え提起後の事情の変化により取消しを求める実益がなくなって訴えの利益が消滅する場合があるものの、上記の取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、先行の選挙の取消しを求める実益がある

というべきである。

そうすると、事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに、同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は監事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合には、上記特段の事由がない限り、先行の選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅しないものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、本件選挙1の取消しを求める訴えに、本件選挙1が取り消されるべきものであることを理由とする本件各不存在確認請求に係る訴えが併合されており、上記特段の事情はうかがわれない。また、このように併合されている本件各不存在確認請求に係る訴えが、本件選挙1を取り消す旨の判決の確定を条件としているからといって不適法であるとはいえない。以上によれば、本件選挙1の取消しを求める訴えの利益が消滅したとはいえない。そして、本件選挙1を取り消す旨の判決が確定し、本件選挙4に瑕疵があることになれば、本件選挙2で選出された監事が現在も監事としての権利義務を有することになり得るため（中小企業等協同組合法36条の2）、依然として本件選挙2の取消しを求める実益があるのであるから、本件選挙4の瑕疵の有無が判断されていない現時点で本件選挙2の取消しを求める訴えの利益が消滅したとはいえない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件選挙1の取消事由の存否等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。』

## 【研究】

1 本件は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合の通常総会（第51回通常総会）で行われた理事の選挙（本件選挙1）及び監事の選挙（本件選挙2）につき、それが定足数を満たしていないとの理由でその取消しを求める訴えが提起されたが、その後これら役員について新たな理事及び監事選任の議決（それぞれ本件選挙3、本件選挙4）がなされ（第53通常総会）、これらの後行する選挙の不存在確認を求める訴えが併合提起されたことから、係属中の先行する総会決議の取消訴訟につき

団体役員選出の選挙の取消しを求める訴えの係属中に後行の役員選出がなされた場合の訴えの利益（河野）

訴えの利益が存在するのかが問題とされた事案である。

本件の経過を見ると、第1審では先行する第51回総会の理事及び監事の選挙につきその取消訴訟が提起され、その原告勝訴の判決が下された。しかし、この訴訟の最終口頭弁論終結直後に、更に次の通常総会（第53総会）が開催され、前の総会で選任された理事によって構成される理事会が決定しそこで選任された理事長が提案した新役員について通常総会（第53総会）での選挙がなされ、選任された（本件選挙3、4）。そこでXは、これは本来理事でない者により提案された議案の決議であって有効でないと主張し付帯控訴をしたことにより、控訴審では、①原原審判決に対してはYが控訴したのに加えて、Xが、②①の訴えが認められることを条件に本件選挙第3及び同4の不存在確認の訴えを追加提起した。

原審は、原原審の判決を取り消し、①②の訴えをいずれも却下した。その際理由として挙げたのは以下の点であった。（ア）取消請求に係る訴えの係属中に、当該総会で選出された役員全員が任期の満了により退任し、その後に行われた総会で役員が新たに選出された場合、特別の事情のない限り、取消請求に係る訴えの利益は消滅すること、（イ）後の総会決議不存在確認請求が追加されていることについては、取消請求を認容する判決が確定するまでは先行する総会での役員選挙は有効であり、当該役員選挙が取り消されるべきものであるか否かにかかわらず事実審の口頭弁論終結時において、後行する総会での選挙は適法であったのであるから、先行する総会での選挙の取消しを求める訴えの利益があるとは言えないこと、（ウ）上記特別の事情（ア参照）もないから、本件各取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き不適法であるという。さらに加えて、（エ）本件各不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであり不適法だというのであった。本件原審は、決議取消訴訟が先行する過程で後行する決議がなされたことから、先行決議による瑕疵により後行決議が不存在だとする訴えが、先行訴訟が認容されることを条件として併合提起されたが、この法律関係につき停止条件付で確認を求める必要性もないと断定した。

2 本件最高裁は、原審が示した、本件につき訴えの利益を否定した上記理由について以下のように異なった注目すべき判断を示した。

まず、(ア)については、先行する総会決議の瑕疵につき、「理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事によって構成される理事会がした招集決定に基づき同理事会で選出された代表理事が招集した総会において行われた新たな理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてなされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない」という。この判断は、原審判断(ア)が、先行総会においてなされた役員選任の議決の取消訴訟の係属中に、当該役員の任期が満了し新たな役員が後行の総会で議決された場合には、特別の事情がない限り当該訴えの利益は消滅すると判断し、その先例として最〔1小〕判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁(以下適宜、「昭和43年判決」という。)を援用したのに対するものである。この先例自体は、違法として取消しの訴えの対象となっている総会決議で選任された取締役ら役員全員が任期満了により退任し、その後の株主総会で新たに取締役などの役員が選任されて、取消しを求める選任決議による役員がもはや現存しなくなった事案であり、特別の事情がない限り、先行する総会決議取消しの訴えの利益が消滅する旨を示したものであった。この場合、先行する株主総会決議の瑕疵自体が後行する株主総会自体の効力に直接に影響するわけではないから、新たな役員が適法に選任された以上、先行する選挙の効力につき引き続き取消訴訟を維持して判断する利益がないことは明らかである。もっとも先例には、先行する役員選任決議の瑕疵が後行する新たな役員の選任に直接影響する旨を示したものがある。最(3小)判平成2年4月17日民集44巻3号526頁(以下適宜、「平成2年判決」という。)は、総会自体が実際には開催されておらず、したがってそこで役員選任決議が実際になされていなければ、そこで選任されたとされる代表取締役によって招集された当該株主総会及びその役員選任決議は、それが株主総会における全員出席総会でなされた場合を除き不存在となるとする。この場合には、先行する総会の瑕疵(その不存在)は、原則として後行する総会決議の効力を直接に左右することから、先行総会の不存在の確認を求める訴えの利益は消滅しないとする。

また、最判（1小）平成11年3月25日民集53巻3号580頁（以下適宜、「平成11年判決」という。）は、これと同様取締役等を選任する総会決議不存在確認請求に、同決議が存在しないことを理由とする後任取締役選任に係る後行決議の不存在確認請求が併合されている場合につき、後行決議が全員出席決議であるなどの例外的場合を除き、先行議決の不存在確認の訴えの利益は消滅しないとし、その理由を、「瑕疵が継続すると主張されている場合においては、後行決議の存在を決するためには先行決議の存否が先決問題となり、その判断をすることが不可欠である。先行決議と後行決議がこのような関係にある場合において、先行決議の不存在確認を求める訴えに後行決議の不存在確認を求める訴えが併合提起されているときは、後者について確認の利益があることはもとより、前者についても、民訴法145条1項の法意に照らし、当然に確認の利益が存するものとして、決議の存否の判断に既判力を及ぼし、紛争の根源を断つことができると解すべきである。」という。

上記2先例（平成2年判決及び平成11年判決）は、先行する総会決議の〈不存在確認〉を求める訴えに付加して後行決議不存在の確認を求める訴えが併合されていたが、本件では先行する訴訟は総会決議による選挙の〈取消しを求める訴え〉であった。原審は、この場合につきこれら先例とは異なる判断（イ）を示したが、これは、先行議決につきその取消を求める訴が提起されている場合、当該議決の効力は確定判決で決議が取り消されるまでは有効に存在すると観念されることを前提に、後行決議が有効であると判断した。しかしこれについて本件最高裁は、先行選挙が行われた総会決議の「取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、先行の選挙の取消しを求める実益がある」とする。本件の場合、先行取消訴訟の対象とされた総会決議による役員選挙が有効である場合に初めて、そこで選出された役員によって提案された新役員に議案提案権が認められ、それに基づく後行総会での議決・選挙が有効となる。こうして、本件最高裁判決では、先行総会の決議の有効性の有無が後行総会議決の「先決問題」となること、そしてその判断のために先行総会の取消しをすることが不可欠であることを確認

する。原審は、先行決議の取消しを求める訴え（形成訴訟）と、後行する決議の不存在確認の訴えをそれぞれ別個に観念し、また、後行する決議不存在確認請求は、「過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであり不適法だ」というのであったが、本件最高裁判決は、原審が先行する決議は存在したその瑕疵は当該決議の取消しを命じる確定判決に至るまでは有効とみなされるべきことから、当該決議の取消しを理由に後行決議の不存在確認を求めることができない、とした判断を是正したものである。この本件最高裁の判断は極めて正当だと考えるが、なおそこには株主総会決議取消訴訟の基本にかかわる問題が伏在しているといえる。

また上記原審の判断には、その判断（エ）において、本件の請求の客観的併合につき、条件付併合を当然に不適法としたが、その結果先行決議の取消しを求める訴えと後行決議の不存在確認の訴えは無条件で併存することになったことから導かれた帰結のように見える。しかし本件最高裁は、本件での併合につき、後行する決議不存在確認請求に係る訴えが、本件選挙1を取消す旨の判決の確定を条件としているからといって不適法であるとはいえない、という。このような併合を認めることで、本件選挙1を取り消す旨の判決が確定し、その結果本件選挙4に瑕疵があることになれば、本件選挙2で選出された監事が現在も監事としての権利義務を有することになり得るため（中小企業等協同組合法36条の2は、役員に欠員を生じた場合）、依然として本件選挙2の取消しを求める実益があるのであるから、本件選挙4の瑕疵の有無が判断されていない現時点で本件選挙2の取消しを求める訴えの利益が消滅したとはいえない、というのである。そこで、このような条件付客観的併合についての判断の当否もまた問題となる。

3（1） こうして本件では、本件団体が依拠する中小企業等共同組合法が準用する会社法における総会決議に関する訴訟手続の基本構造の一つとなっている決議取消訴訟について、その係属中に新たな決議が行われた場合の先行取消訴訟存続の利益の有無が問われているが、これは、総会決議取消訴訟の性質が形成訴訟であることと深く関連する。

（2） 会社法が株主総会決議に上記の瑕疵があり、その是正のために特に「決議取消しの訴え」という形成訴訟を用意したのは、株式会社という



団体役員選出の選挙の取消しを求める訴えの係属中に後行の役員選出がなされた場合の訴えの利益（河野）

団体における機関の集団的な意思決定の構造に着目したからに他ならない。すなわち、株式会社においてその重要な意思形成は専ら構成員の総会決議による多数決によることとされており、特にその総会決議について瑕疵がある場合に限り、その具体的事情により、総会決議の不存在若しくは無効の確認または決議取消しの訴えによる救済によるその瑕疵の是正が認められている（会社法 830 条、831 条、834 条第 16 号及び第 17 号）。これらの団体では、その意思決定についてはまずは当該機関の自律に委ねられ、それをそれ以外の他の機関が代替して行うことはない。そしてこのような意思決定の適正さを確保するために、そしてその限度で、利害関係人の申立てにより、当該意思決定の適正さを審査・是正する権限を裁判所に与えているにすぎない。その審査は、団体における意思決定が多数の者の関与によって行われることから、このような、団体特有の規律のために、その訴訟類型も、団体の総会における意思形成に瑕疵があった場合にその決定を取り消すことを目的とした「形成訴訟」及びその団体における意思形成の内容が法または定款に違反する場合の他、このような団体による意思形成自体が実際には存在しないにもかかわらず存在するがごとき状況が生じている場合について、その不存在の確認を訴訟手続で行うことを目的とした「確認訴訟」が認められている。これらの規律は、団体による意思決定という団体法特有の問題に対処するためにドイツ法系訴訟法において発展した特有の手続形態である。

さて、いったん行われた総会決議について、その総会の開催及び運営の適法性が問題視される場合、その是正は専ら当該総会決議をめぐる訴えによって行われなければならない。これは、これらの問題を一般的に無制限に主張することを許したならば、当該団体の運営に著しい混乱を招く恐れがあるからである。

本件で準用される会社法 831 条 1 項によれば、総会決議取消の訴えが許容されるのは、〔1〕株主総会等の召集手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。〔2〕株主総会等の決議が定款に違反するとき。〔3〕株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がなされたこと、であり、当該決議がなされた日から 3 か月以内に当該決議の取消しを求める訴えによって当該決議の取消しを求めることができるものとしている。

この決議の取消しは、専ら訴えによってのみ主張することができる点に、団体構成員による意思決定を重視しつつ、その決定に瑕疵がある場合に裁判所の判決によって当該意思決定の取消しのみを限定的に行うための法技術である。この訴えが、このように当該団体における集団的意思決定の是正手段であることから、その訴えの原告適格は限定され、被告適格も当該意思形成を要する団体自体（会社その他の団体。会社法 834 条第 16 号、17 号参照）とされ、判決効も請求が認容された場合には構成員全員に効果が及ぶこととされている（会社法 838 条参照）。

もっとも、更に当該団体の決議が存在しない場合、又その決議の内容が法令に違反することを理由に当該決議が無効であることは確認の訴えで明らかにすることができる。この場合には訴え提起に時間的制約がない点で、決議取消訴訟と違いがある。

(3) 総会決議についてその決議に瑕疵があることを理由にその是正を求める訴えとともに、それに後行する総会が開催され新たな総会が開かれて議決がなされた場合には、前の議決に内在する瑕疵が後の議決に影響しない限り、先行する決議の是正を求める訴えは、当該団体の意思決定が改めてなされたことから、それが正当である限り一般にはその訴えの利益を失うと解される。前述の昭和 44 年判決は、この一般的な原則を述べた点では正当であった。しかし、先行する議決の瑕疵が、何らかの形で後の議決に影響する場合、後の議決の効力に関する判断では、先行する議決の瑕疵に関する判断が避けられない。

この点で、先行する議決について、その瑕疵の是正に関しては、決議の不存在又は無効事由が存在する場合、それ自体を確定するためには確認の訴えが必要であることは言うまでもない。しかし、後行する訴訟手続においてその審判対象となっている議決の瑕疵を判断することは、両者が併合審理されている限り、許されるといえよう。この場合、このような併合がなされている場合に、後行する議決の効力確認の訴えはもとより先行する議決の無効確認の訴えについてもその訴えの利益が認められることにつき、平成 11 年判決は、「民訴法 145 条 1 項の法意に照らし、当然に確認の利益が存するものとして、決議の存否の判断に既判力を及ぼし、紛争の根源を断つことができるものと解すべきである。」と説明する。ここでは、この先行する議決確認が中間判決（民訴法 145 条 1 項）と同様の機能を持

団体役員選出の選挙の取消しを求める訴えの係属中に後行の役員選出がなされた場合の訴えの利益(河野)

つと指摘して、訴えの利益を承認した。以上は、先行する訴えが、決議不  
存在確認の訴えであることから説明された、訴えの利益の説明であったが、  
先行する議決に関する瑕疵の主張が、決議の取消しの訴えである場合には、  
この論理をそのまま援用することはできない。

4 (1) 本件は、先行する総会議決で選任された役員の選任手続に瑕疵  
があることを理由とする取消しの訴えについての原原審の口頭弁論が終結  
した後に、新たな総会決議がなされ新たな役員が選任された事案であった。  
その結果、後行の議決は先行する瑕疵ある議決で選任された理事によって  
提案された新理事の議案に関する議決であることから、先行する決議の瑕  
疵が後の議案の効力の判断にとって先決関係になる事案であった。原告は、  
先行議決による役員選挙の取消しを求める訴えとともに、後行議決による  
選挙不存在的確認を求めて付帯控訴をした。その際、後行する確認の訴えは、  
先行する議案の取消しが認められることを条件にしたものであった。原審  
は、上記2(エ)においてこのような条件付併合形式を不適法だと断定した。  
これに対して、本件最高裁は、これは当然に許容されることを明らかにした。

(2) 訴えの客観的併合において、複数の請求についてその間に条件を付  
すること自体は、一般には決して禁止されているわけではない。このような  
条件付併合形態としては、訴えの客観的予備的併合がある。この併合形態は、  
複数の請求間において主従を設け、その主請求と併せて予備的な請求をする  
ものであり、一般的には、主請求が認められないことを解除条件として、予  
備的な請求を併せて提起する形態が論じられている。この予備的併合は、「真  
正予備的併合 (Echte Eventualhäufung)」又は「本来の予備的併合 (Eigentliche  
Klagenhäufung)」ともいわれる。しかし、付される条件をこれのみに限定す  
る理由はない。これとはやや異なり、稀ではあるが、条件の内容として、主  
たる請求が認められる場合を条件に副次的な請求をする場合があり得る。こ  
れは「不真正予備的併合 (Unechte Eventualhäufung)」といわれる(ドイツ  
民事訴訟法におけるこの点の指摘につき、Stein/ Jonas/ H. Roth, ZPO., 23.  
Aufl., Bd.3, 2016, § 260, Rdnr. 21; Rosenberg/ Schwab/ Gottwald, ZPR., 18. Aufl.,  
2018, § 98 Rdnr. 19 [S. 584])。わが国の通説は請求間で両立し得ない関係に  
ある場合に限り、客観的予備的併合を認める(例えば、新堂幸司『新民事訴  
訟法』(弘文堂・2011) 750頁)。これに対して、互いに両立しうる請求間で

も予備的併合を認め得るとする見解もある（『基本法コンメンタール〔第3版追加補版〕民事訴訟法2』（日本評論社・2012）25頁〔上野泰男筆〕、『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕』（日本評論社・2018）124頁）。

(3) 予備的請求自体は、民事訴訟法上明認されているわけではないが、實際上及び適用される実体法規範の性質上、原告が複数の請求について一定の消極的または積極的な条件関係にある場合に、それを訴訟手続上で反映させるのに不可欠の場合に認められる（一般論として、河野正憲『民事訴訟法』〔2009・有斐閣〕653頁以下）。

不真正予備的併合の場合、主たる請求が認容されることを条件として、副次的請求が認容されるという条件関係にある。したがって、このような併合形態は両請求の間に、主たる請求と副次的請求の間に先決・後決の関係がある場合に、この特殊な関係を訴訟手続に反映するために不可欠の併合形態であるといえる。もっとも一般に、一方の請求につき、その請求を基礎づける一定の事項を訴訟手続で主張することが自由に認められる場合には、その事項の確定のために別の訴えを提起する必要はなく、当該手続における前提事項として主張・立証をすれば足りる。しかし、本件のように、先行する株主総会決議に瑕疵があり、その瑕疵の是正のために特別の訴訟手続を必要とする場合には、むしろこの事項を無制限に後行訴訟における前提事項として主張することは禁止されている。したがって、この場合には、後行訴訟の成行は、専ら、先行する訴訟（本件では、先行する総会決議の取消し）の如何にかかっている。この場合には、両者には単に「先決関係」があるだけではなく、それに加えて、先決事項の確定には独立した訴訟手続を必要とすることになる。

こうして、本件の場合、後行する総会決議の瑕疵を判断する際に前提となる先行議決の瑕疵の判断にはその点を審理し判断する訴訟手続の係属が不可欠であり、しかもその両者は、先行議決が取り消された場合に初めて後行議決につき瑕疵が主張できる関係となるから、両請求は単に併存して係属する関係では十分ではなく、両者にはその審理判断に順序を付することが必然となる。本件ではこのような関係を訴訟手続上で実現するために、「不真正訴えの予備的併合」が承認され前訴の訴えの利益がひきつづき認められた。